協議第2号

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の廃止について

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会は、平成24年3月30日(金)をもって廃止する。

なお、廃止の手続き及び廃止に伴う事務処理を、次のとおり行うものとする。

【廃止の手続き】

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第252条の6の規定に基づき、両市議会における宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会を廃止する旨の議決を経て、県知事に届出を行うものとする。

【廃止に伴う事務処理】

- 1 協議会の会計は、協議会規約第17条の規定により、平成24年3月30日(金) をもって打ち切り、決算するものとする。
- 2 決算の審査については、協議会の廃止時に監査委員であった者に付し、審査の結果を両市長及び協議会の廃止時に協議会委員であった者に報告するものとする。
- 3 平成24年3月30日に存する協議会の財産のうち現金は、両市に2分の1ずつ返納するものとし、その他の財産及び事務については、すべて新たに設置される宇部・山陽小野田消防組合に引き継ぐものとする。
- 4 その他協議会の廃止に伴い必要となる事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。